

各区に共通する福祉課題に関する区からの意見等について

西成区
金銭管理と権利擁護の支援について
意見概要
認知症高齢者や単身世帯高齢者が増加する中、金銭管理と権利擁護支援が必要な人も増加している。現在、あんしんさぽーと事業においては、西成区の場合、申請から初回面接までに数か月、初回面接より実際の利用開始まで更に数か月を要しており、必要な方が速やかに事業を利用できない状況にある。このため、早急に事業体制の見直しを行い、待機解消に向けた取組みを進める必要がある。今後、第三者による不適切な金銭管理等の事案を防ぐためにも、利用しやすい事業の確立とともに、判断能力の低下の比較的早い段階から成年後見制度の利用につながるよう、「本人申立」の支援についても積極的に進めていくべきであり、あんしんさぽーと事業と成年後見支援センターの連携を図っていただきたい。 あわせて、保佐・補助類型を含めた早期利用促進に向けて、本人申立てを行う場合の低所得者、生活困窮者（生活保護受給者を含む）等に対する申立てにかかる費用や報酬を支援する制度を検討いただきたい。 また、現在、市民後見人の対象は後見類型だけであるが、保佐・補助類型へ拡大できるよう検討をお願いしたい。
回答
あんしんさぽーと事業における西成区の状況は認識しており、実施主体の市社会福祉協議会と連携確認しながら改善に努めております。西成区では生活支援員の不足により相談員への負担が大きくなっているため、相談員等の体制を整備されたと確認しております。 本市では平成 30 年度から成年後見制度の利用促進のために「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を構築することとしております。その機能の一つである「制度利用促進」の一環として、中核機関である成年後見支援センターは、あんしんさぽーと事業相談員と連携協力しながら、あんしんさぽーと事業利用者の適正化を図ります。契約時から程度が進行し、成年後見制度の利用が望ましい方には制度への移行を支援するとともに、真にあんしんさぽーと事業が必要な方が速やかに利用できるよう取り組んでいます。 また、保佐・補助類型等の比較的早い段階からの制度利用に繋がるよう、制度をわかりやすく説明したリーフレットや、相談窓口一覧等のチラシの作成など、普及啓発に努めております。生活保護受給者の報酬助成については、本人申立てを含める等の対象拡充に向けて、今後調査検討することとしております。 市民後見人の保佐・補助類型の方への受任についても、今後検討を進めていく必要があるものと考えております。
担当：福祉局生活福祉部地域福祉課相談支援グループ

西成区
要援護者情報の共有先の検討について
意見概要
見守り相談室（区社会福祉協議会）による要援護者情報について、現在、高齢者への支援を見守り相談室と地域包括支援センターが連携して行うためには、いくつかの段階を経て実施している。（例. ①見守り支援を行っている地域団体が支援を必要とする高齢者を発見 → ②地域団体は気になる高齢者として見守り相談室へ通報 → ③見守り相談室は訪問等により高齢者の状況把握を実施 → ④地域包括支援センターへ情報提供し見守り相談室と連携しての支援を依頼） 今後も支援が必要な高齢者が増加する中、あらかじめ地域包括支援センターへ要援護者情報を共有することにより、双方が効率的、効果的に業務を行うことができるよう全市共通した制度整備をお願いしたい。
回答
地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」では、要援護者の孤立化等を防止するため、地域における日頃からの見守りにつなげることを目的として、ご本人の同意をもとに作成した要援護者名簿を、地域において見守り活動を行っている団体等へお渡ししています。 地域包括支援センターは、専門的な支援を行う相談支援機関であることから、本事業で把握した要援護者のうち、専門的な支援を必要とする方に関する情報を必要に応じて提供し、連携して支援を行っていただいております。その際の個人情報の取り扱いについては、個人情報の共同利用として整理し、要援護者の支援に必要な情報を共有することとしています。
担当：福祉局生活福祉部地域福祉課企画グループ

西成区
総合的な相談支援体制の充実にに向けた取り組みの実施について
意見概要
複合的な課題を抱えた要援護者への支援については、平成 29 年度からモデル事業として 3 区で実施されているが、本事業により複合的な課題を抱えた要援護者への支援が期待できるものであることから、当区を含めた全区での早期実施をお願いしたい。
回答
本市においては、一つの相談支援機関だけでは解決が困難な複合的な課題を抱えた要援護者に対し、高齢、児童、障がい福祉など市内に約 300 箇所ある分野別の相談支援機関や、地域関係者、行政が一体となり、それぞれの強みを活かし連携することができる包括的な相談支援体制の構築に向けて、2017（平成 29）年度から 3 区（福島区・東淀川区・平野区）においてモデル事業を実施しています。 モデル事業においては、区保健福祉センターが連携の際の調整役となり、複合的な課題を抱えた方や世帯に対し、様々な分野の相談支援機関や地域の関係者等が参画し支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催するとともに、相談支援機関や地域の関係者、行政職員を対象とした研修会等を通じた人材育成や、相談支援機関の連携の強化に向けたツールの作成などの取り組みを行ってきました。 モデル事業の検証結果を踏まえ、支援困難事例に対しスーパーバイザーが専門的な助言を行う体制を整備するなど、2018（平成 31）年度から全区において、地域の実情に応じた総合的な相談支援体制の充実に図ってまいります。
担当：福祉局生活福祉部地域福祉課企画グループ

西成区
障がいのある方の緊急時の受け入れ先について
意見概要
障がい者虐待等にて緊急時に障がいのある方の受け入れ先として、現在2床分の一時保護施設が大阪市として確保されているものの、施設自体は障がい特性に対応できていない。虐待等の緊急時に2床の保護施設で対応できない場合においては、支援者らが個人で受け入れ先を連絡・調整している現状である。 平成28年度意見に対し福祉局より、受け入れの先の開拓に努めているところであるが、恒常的に空床を確保し、緊急時に常に受け入れが可能な体制を整備可能な施設がないため、実現には至っていない旨の回答を得た。 「恒常的な空床」だけではなく「空床時受け入れ」も可能にする柔軟な依頼について検討してもらいたい。また、入所中のリスクに対して大阪市としての保障を示してもらえれば障がい状況等が不明瞭な方の受け入れについても検討しやすいため、緊急一時保護中の施設へ対する保障についても検討してもらいたい。
回答
障がい者虐待防止法では、虐待に関する事実確認を行った結果、虐待により障がい者の生命または身体に重大な危険が生じていると判断した場合、市町村の担当者は、その障がい者を養護者から保護することが規定されています。 虐待対応において、虐待を受けた障がい者の安全を緊急に確保する必要があるときは、まずは、契約ややむを得ない事由による措置等により、障がい特性に応じた入所先等を検討しますが、保護先が確保できない場合に、必要に応じて、大阪市要援護障がい者・高齢者緊急一時保護事業で確保している一時保護先を利用しています。 現在は、「恒常的な空床」を確保し、緊急一時保護入所依頼時には責任を持って確実に対応しております。ご意見のように「空床時受け入れ」につきましても、施設間における入所受け入れの「振り合い」が生じず、24時間受け入れに対応ができ、障がい特性に応じた支援が可能な施設において保護することが可能となるよう、受け入れ先や体制について検討し開拓に努めてまいります。 障害者虐待防止法では、通報の受理や被虐待者の保護など、一連の虐待対応を行政の責務と定めています。本市におきましても、緊急一時保護中のリスク対応等のみならず、通報受理から本人の安全の確保、養護者への支援など、ご本人を虐待から守るための支援を虐待終結まで区保健福祉センターが第一義的な責任を持って、関係機関のご協力のもと対応しております。今後も障がい者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう、引き続き努めてまいります。
担当：福祉局生活福祉部地域福祉課相談支援グループ

港区
認知症高齢者支援における「あんしんさぽーと」や成年後見の制度・実施体制の見直しや課題の整理を希望する
意見概要
認知症高齢者は年々増加しており、港区では約 3,000 人いるとみられている。 「あんしんさぽーと」は、認知症により、判断能力が不十分であったり金銭管理に不安がある場合、安心して生活できるよう支援するサービスであるが、申請から実際に利用に至るまでには 2～3 か月かかる現状がある。担当職員の不足等、人的な問題もあると思うが、認知症高齢者の増加に伴い、<u>「あんしんさぽーと」利用者は年々増えると思われるため、体制の早急な見直しが必要である。</u> <u>成年後見制度の利用に際しても、認知症のため必要性の理解が乏しいために、必然的に市長申立が多くなっているが、契約までに 2～3 か月はかかる状況である。また補助、保佐類型の支援内容は制限が多く、支援困難な場合が多い。</u> <u>このような現行制度における課題を明確化し、対策を検討していく必要がある。</u>
回答
「あんしんさぽーと事業」の実施主体は 24 区社会福祉協議会ですが、本市の補助事業でもあるため、必要な実施体制の整備等については、引き続き連携して取り組んでまいります。 また、成年後見制度については、平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、本市では利用促進のために、平成 30 年度から「大阪市地域福祉基本計画」の中に「成年後見制度の利用の促進」を盛り込み、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を進めています。大阪市成年後見支援センターを中核機関として、法律福祉の専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援するしくみを作ります。地域全体の見守り活動の中で、権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、必要な支援に結びつけることが重要であるため、権利擁護の相談窓口である保健福祉センター、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センターなどの相談支援機関が、権利擁護支援を必要とする人（本人）を中心とする「チーム」を形成し、権利擁護の支援にあたります。 本制度は、判断能力の低下の比較的早い段階から利用されることにより、本人の意思決定を支援しながら生活の質の向上のために財産を積極的に活用したり、消費者被害から守ることに繋がります。自分自身で利用を決定し、申立てを行う「本人申立」を推進するとともに、任意後見や保佐・補助類型の利用を促進します。そのためにも「協議会」では、成年後見制度の理念や制度内容について、積極的な普及啓発に努めてまいります。 また、成年後見制度の利用促進の一環として、あんしんさぽーと事業の利用者で、本事業では対応が困難な状況となっている方を、速やかに成年後見制度へ移行できるよう支援していきます。それにより、真にあんしんさぽーと事業の利用を必要とされる人が、待機することなく順次利用契約できるよう取り組みます。
担当：福祉局生活福祉部地域福祉課相談支援グループ